

企業向けサービス価格調査

【統計法第 25 条に基づく統計調査】

【実施機関】

日本銀行調査統計局物価統計担当

【目的】

企業向けサービス価格指数作成の基礎資料を得る。

【調査の構成】

1-企業向けサービス価格調査票

1-企業向けサービス価格調査票

【調査対象】

(地域)全国(調査価格の代表性等により品目毎に異なるが、関東地区を中心に関西、中部等全国に及ぶ。)(単位)企業(属性)企業向けサービスを提供している部門(抽出枠)会社四季報、業界団体名簿および業界からのヒアリング等により、原則として各品目における取引高が上位の業者を選定。

【調査方法】

(選定)有意抽出(客体数)790(配布)郵送(取集)郵送(記入)自計(把握時)調査日現在(系統)日本銀行調査統計局→報告者

【周期・期日】

(周期)月(実施期日)翌月中旬

【調査事項】

1. 銘柄、2. 価格条件(表示通貨、受渡条件・数量単位等)、3. 調査価格

(平成 25 年 11 月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」:
平成 21 年 5 月 11 日)